

## 千葉市立青葉病院放射線科運営委員会設置要綱

### 〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院の臨床検査に関する課題を協議し、検査業務の適正化を図るため、青葉病院検査科運営委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### 〔組織〕

第2条 委員会の組織は、医師、臨床検査技師の職にあるもの及び事務局医事室より構成する。

2 委員長及び副委員長は、病理科統括部長及び臨床検査科部長とする。

### 〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### 〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、臨床検査科において総理する。

### 〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この規程は、平成12年4月1日より施行する。

改正 平成15年5月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成29年4月1日

改正 令和4年4月1日